

## 災害時に戦闘機を出動させることに対する抗議声明

近年、相次ぐ地震や豪雨・台風により各地に大きな被害が発生しています。被災地の皆さんには心よりお見舞い申し上げるとともに一日も早い復興を祈念いたします。

ところで、災害発生時に“被害状況把握のため”として、自衛隊の戦闘機が出動した旨報道されています（航空軍事評論家・関賢太郎氏の指摘）。他方では、本年7月の西日本豪雨災害での自衛隊へり出動の遅れが批判されています（醍醐聡氏のブログ）。私たちは、災害救助のため自衛隊が出動すること自体は否定するものではありません。出動される隊員の皆さんの御苦勞に対しては感謝するものです。

しかしながら、“被害状況把握のため”として戦闘機を出動させることについては、重大な疑問があります。豪雨の最中には戦闘機の飛行高度からは、しかも超高速の飛行では、地上の被害状況の正確な把握は極めて困難です。しかも、戦闘機の飛行はたとえ1回の飛行でも莫大な費用を要します。むしろ、この目的のためには小型無人飛行機（ドローン）のほうがはるかに優れており、費用も低廉です。災害状況の把握及び復旧は、本来、地元の実情に通じている地方自治体が主体になって取り組むべきです。災害時には、何よりも人命救助が優先であり、また被災者はへり等による救援物資の一刻も早い到着を待っています。しかるに、自治体の要請もないのに敢えて戦闘機を発進させる防衛省の意図に、私たちは大きな疑念を抱かざるを得ません。

2018年3月25日の自民党大会に提案された改憲項目には、「緊急事態条項」があり、大規模災害時の自衛隊出動が規定されています。2012年4月27日の自由民主党改憲草案では、武力攻撃・内乱等による社会秩序の混乱・地震等の大規模災害の場合の緊急事態宣言を規定し、基本的人権規制も盛り込まれています。本年3月の改憲案では2012年草案と異なり、対象を「大規模災害」に限定しているものの、「衣の下に鎧」が覗いていると言わざるを得ません。

災害対策のためには、災害対策基本法をはじめとして既に多くの法律が制定されています。これらの法律をいざという時に使いこなす日常的な研鑽・訓練で充分対応できます。むしろ、効率的対応のためには、もっと地方自治体への権限移譲等が必要です。憲法に「緊急事態条項」を規定する必要性は全くありません。

また、2011年東北大震災のときの米軍・自衛隊の共同出動（「トモダチ作戦」）について、2012年8月15日の「アーミテージ第3次報告」が、“効果的な共同軍事演習であった”と総括していることに留意する必要があります。アーミテージ第1次ないし第3次報告が日本の防衛政策等に大きな影響をおよぼしてきたことは周知の事実です。

以上述べたことから、私たちは、「災害状況把握」と称して戦闘機を出動させることに強く抗議の意思を表明するものです。

2018年9月 自衛隊員の命と人権を守る京都の会

(連絡先 [jinkensongen@gmail.com](mailto:jinkensongen@gmail.com))